佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月30日

佐賀県教育委員会教育長　　甲　　斐　　直　　美

佐賀県教育委員会規則第８号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（一部履修） 第25条　定時制の課程又は通信制の課程の生徒で他の高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の科目の履修（以下「一部履修」という。）を希望するものは、在学する高等学校の校長にその旨を願い出ることができる。 ２　校長は、前項の規定による願い出があった場合において、教育上有益と認めるときは、一部履修を希望する高等学校の校長にその旨を通知するものとする。 ３　前項の規定による通知を受けた当該高等学校の校長は、教育上支障がなく、かつ、一部履修の事由を適当と認めたときは、一部履修を許可することができる。	
第26条～第28条　略	第25条～第27条　略
（単位の授与）	（単位の授与）
第29条　略	第28条　略
２　校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。	２　校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校又は特別支援学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
	(4)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修

改正前	改正後
第30条・第31条　略	第29条・第30条　略 （学校間連携等） 第31条　高等学校の校長は、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、教育上有益と認めるときに限り、当該修得した単位数を当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数（以下この条において「必要単位数」という。）のうちに加えることができる（第３項及び第４項の規定により必要単位数のうちに加えられたものを除く。）。 ２　生徒が高等学校の校長の定めるところにより当該高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間において修得した一部の科目又は総合的な探究の時間の単位については、前項の規定を準用する。 ３　通信制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の通信制の課程の生徒が、当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を必要単位数のうちに加えることができる。 ４　定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を必要単位数のうちに加えることができる。 ５　第１項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、同項中「高等学校の校長」とあるのは「特別支援学校の校長」と、「他の高等学校」とあるのは「他の特別支援学校の高等部又は高等学校」と、「当該高等学校」とあるのは「当該特別支援学

改正前	改正後
	校」と読み替えるものとする。
（卒業の認定）	（卒業の認定）
第32条　略	第32条　略
２　略	２　略
３　通信制の課程を置く高等学校の校長は、第１項の規定による卒業の認定（以下「卒業の認定」という。）を行う場合において、当該通信制の課程の生徒が、当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。	
４　定時制の課程を置く高等学校の校長は、卒業の認定を行う場合において、当該定時制の課程の生徒が、当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。	
５・６　略	３・４　略
（除籍）	（除籍）
第34条　校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍するものとする。	第34条　校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍するものとする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　第26条第３項ただし書に規定する期間を超えてなお復学することができない生徒	(3)　第25条第３項ただし書に規定する期間を超えてなお復学することができない生徒
(4)　略	(4)　略
２　略	２　略

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。